

住宅資金借用のしおり

一般社団法人 鹿児島県教職員共助会

TEL 099-226-5953

1 申し込み資格

- (1) 共助会の在会年数が1年以上の方。
- (2) 60歳を迎えた年度末に、共助会の総貸付残額が200万円以上の方は、共助会指定の「返済計画書」（事務手引書P36）を提出してください。（200万円以下でも必要に応じて返済計画書を求める場合があります。）

2 貸付の前提条件

- (1) 保証人・担保は不要ですが、住宅資金貸付保険制度が適用されます。
- (2) 退職のときは退職金等で一括償還しなければなりません。
- (3) 次のような点にご留意ください。
 - ① 土地購入時に住宅資金を活用し、その後新築又は増築などのため借り替えることもできます。
 - ② 償還は借りた翌月から開始され、償還方法は会費の納入方法に準じます。
 - ③ 償還回数を短縮したい場合は申し出てください。
 - ④ 償還の途中であっても、残額の一部償還または全額を一括償還することができます。ただし、「月々ボーナス併用払い」については一部償還はできません。

3 住宅資金借用申込書の記入上の注意

- (1) 給料月額
基本給（調整額を含む）
- (2) 資金調達計画
 - ① 同欄右に、各資金調達先毎にその返済額をご記入ください。
 - ② ボーナス併用の場合は、ボーナス時の返済額もご記入ください。
 - ③ 借り替えの場合は、借り替え時の残高もご記入ください。
- (3) 償還方法
 - ① 回数指定をご希望の方は、償還表の最長回数の範囲内で変更できます。ただし、返済計画書の必要な方はできません。
 - ② 「月々・ボーナス併用払い」を選択されると、この貸付は11月に借り替えできません。
- (4) 送金口座
受取方法は送金扱いのみとなります。希望する送金口座をご記入ください。
※ 送金料は会員負担です。（九州労働金庫への送料は不要です。）
※ 送金先が給付金等受取口座以外の場合は、本人確認の連絡をすることがあります。
- (5) その他
 - ① 訂正は、必ず書類に使用した印(実印)で処理してください。なお、借用申込額の訂正はできません。
 - ② 必ず住宅資金借用申込書（P32）と借用証書（P35）を一緒に提出していただき、それぞれに使用する印は同一の印(実印)をご使用ください。
 - ③ 記入欄には空欄のないように、ご記入ください。